人事院事務総局公示第２号

人事院事務総長は、人事院規則８―18（採用試験）第５条第１項の規定に基づき、地域試験の区分に関し、次のとおり決定した。

平成23年４月14日　　人事院事務総長　吉田　耕三

1　別表の採用試験の種類欄に掲げる採用試験（税務職員採用試験を除く。）の同表の区分試験欄に掲げる区分試験及び税務職員採用試験を、同表の地域試験の名称欄に掲げる名称の地域試験に区分する。

2　地域試験の対象となる官職は、それぞれの地域試験に対応する別表の地域の範囲欄に掲げる地域に所在する官署又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の事務所に属する官職とする。

3　昭和60年人事院事務総局公示第２号は、廃止する。

4　この決定は、平成24年２月１日から効力を発生する。

別　表

採用試験の種類	区分試験	地域試験の名称	地域の範囲
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	行政	国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政北海道地域	北海道
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政東北地域	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政関東甲信越地域	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　新潟県　長野県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政東海北陸地域	岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　富山県　石川県　福井県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政近畿地域	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政中国地域	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政四国地域	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政九州地域	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
		国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）行政沖縄地域	沖縄県
国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）	事務技術	国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務北海道地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術北海道地域	北海道
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務東北地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術東北地域	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務関東甲信越地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術関東甲信越地域	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　新潟県　長野県
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務東海北陸地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術東海北陸地域	岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　富山県　石川県　福井県
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務近畿地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術近畿地域	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務中国地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術中国地域	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務四国地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術四国地域	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
		国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）事務九州地域 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）技術九州地域	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県